

更らに、九州の炭鑛資本家は鑛山労働行政の監督権の大部分が商工省或は内務省社会局にあるを奇貨とし、常に言を左右に托し、陋策を用ひて、坑夫大衆の生命に關する緊急の處置をさへ徒に遅延せしめて、有邪無邪の内にも事態を常習にし、その不法、不當に就いては内務局、商工省の當局者も慨嘆、憤激してゐるところである。われ等は鑛山法中の労働行政に關する一切の監督権を地方長官に移管し、以て鑛山労働者の生命生活の保護を徹底せしめんとするのである。

殊に、最近の軍事インフレの餘恵を受けて、炭界は最も目覚ましい活況を呈し、炭價は暴騰し、筑豊炭田には坑夫の失業群は影を没する好況に炭鑛資本家は夥しき巨利を收めてゐるにもかゝらず、彼人的不況時代の賃金を釘付けにして一文も坑夫の賃金を昇げず、インフレによる物價騰貴の重壓を獨り坑夫大衆にのみ強要して炭鑛資本家は自己の負債整理と帝財にのみその巨利を獨占してゐるのは、われ等の斷じて默過し得ざるところである。茲に坑夫の賃金値上げの猛運動を起動せんとするのである。

實行方法

坑夫の生命身体の徹底的保護に關する法規改正をその中央的處理を要するものは日本労働組合會議を通じて、これが急進なる實現を期し、坑夫の賃金値上げ闘争の起動計畫に就いては新委員會は總同盟九州聯合會と協力して具體的案を講じ

第五號議案 港灣舢舨船夫無料職業紹介所設置促進の件

日本港灣從業員組合戸部支部提出

理由

港灣舢舨船夫は一般海員と同様に常にその身体生命を風浪にさらして海上労働に従ひ乍ら船員法の適用さへ受けず、劣悪、過酷な労働條件の下に虐げられてゐる。加之、公設無料職業紹介機關の存在せざるため、周旋屋は、假令、名目こそ異なるも、雇傭双方より法外の周旋手数料を搾取してゐるのみならず、これに伴ふ弊害は常に舢舨船夫の労働條件を更に劣悪化する重因となりつゝある事實である。且つ亦舢舨船夫の素質改善及向上、善導よりするも本案の實現は社会政策上の焦眉の急務である。

實行方法

新委員會に一任して日本労働組合會議並に海事協同會の活躍を促しその急進なる實現を期する具体案を講せしむ。

昭和八年十一月十一日印刷  
編輯兼發行人 伊藤卯四郎  
印刷人 伊藤卯四郎  
東京港灣從業員組合戸部支部提出